

第3回漁業特定技能協議会・養殖業分科会

議事次第

日 時： 令和5年6月26日（月） 13:30～

場 所： Web 会議室

1. 開 会

2. 議 事

- 1) 養殖分科会構成員の指定（海士町）及び「漁業特定技能協議会漁業分科会及び養殖業分科会の設置」の改正について
- 2) 陸上養殖の漁業特定技能協議会における2号構成員について
- 3) 特定技能制度及び技能実習制度をとりまく状況について
- 4) その他

3. 閉 会

漁業特定技能協議会決定第4号

令和元年7月30日

漁業特定技能協議会漁業分科会及び養殖業分科会の設置

漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営要領」という。）第8条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり分科会を設置する。

（漁業分科会）

第1条 漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）に、漁業分科会を置く。

2 漁業分科会は、漁業職種に関し、運営要領第2条の協議事項のうち、次の事項について協議する。

- 一 第1号（特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令順守の啓発）
- 二 第2号（漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定）
- 三 第4号（特定技能外国人の受入に係る人権上の問題その他不正行為に対する横断的な再発防止）
- 四 第6号（大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整）
- 五 第8号（その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組）

3 漁業分科会の構成員は、別紙のとおりとする。

4 漁業分科会の協議をもって、協議会の協議とする。

（養殖業分科会）

第2条 協議会に、養殖業分科会を置く。

2 養殖業分科会は、養殖業職種に関し、運営要領第2条の協議事項のうち、次の事項について協議する。

- 一 第1号（特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令順守の啓発）
- 二 第2号（漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定）
- 三 第4号（特定技能外国人の受入に係る人権上の問題その他不正行為に対する横断的な再発防止）
- 四 第6号（大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整）
- 五 第8号（その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組）

3 養殖業分科会の構成員は、別紙のとおりとする。

4 養殖業分科会の協議をもって、協議会の協議とする。

(別紙)

1 漁業分科会

漁業職種の特定技能雇用契約の相手方となる運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）

一般社団法人大日本水産会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人全国いか釣り漁業協会

一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会

一般社団法人全国底曳網漁業連合会

一般社団法人日本定置網漁業協会

一般社団法人全国まき網漁業協会

全国かじき等流し網漁業協議会

全国金目鯛底はえ縄漁業者協会

全国さんま棒受網漁業協同組合

海士町

全日本海員組合

水産庁

2 養殖業分科会

養殖業職種の特定技能雇用契約の相手方となる1号構成員

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人全国海水養魚協会

一般社団法人全日本持続的養鰻機構

全国真珠養殖漁業協同組合連合会

全国海苔貝類漁業協同組合連合会

全国内水面漁業協同組合連合会

水産庁

陸上養殖の種類と関係団体

1. 陸上養殖の種類

- ・ 養鱒
- ・ 養鮎
- ・ 養鯉
- ・ 養鰻
- ・ 観賞魚養殖（錦鯉、金魚等）
- ・ その他魚種（チョウザメ等）
- ・ 閉鎖循環式養殖（サーモン養殖等）

2. 陸上養殖の関係団体

- ・ 全国内水面漁業協同組合連合会
都府県内水面漁業協同組合連合会、内水面漁業協同組合
- ・ 全国養鱒振興協会（※）
- ・ 全国鮎養殖漁業組合連合会（※）
- ・ 全国養鯉振興協議会（※）
- ・ 日本養鰻漁業協同組合連合会（※）
- ・ （一社）全日本持続的養鰻機構
- ・ 全日本錦鯉振興会
- ・ 日本観賞魚振興事業協同組合

（※）全国内水面漁業協同組合連合会の賛助会員

特定技能 2 号の対象分野追加について

特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」を創設（平成 31 年 4 月から実施）

特定技能 1 号：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

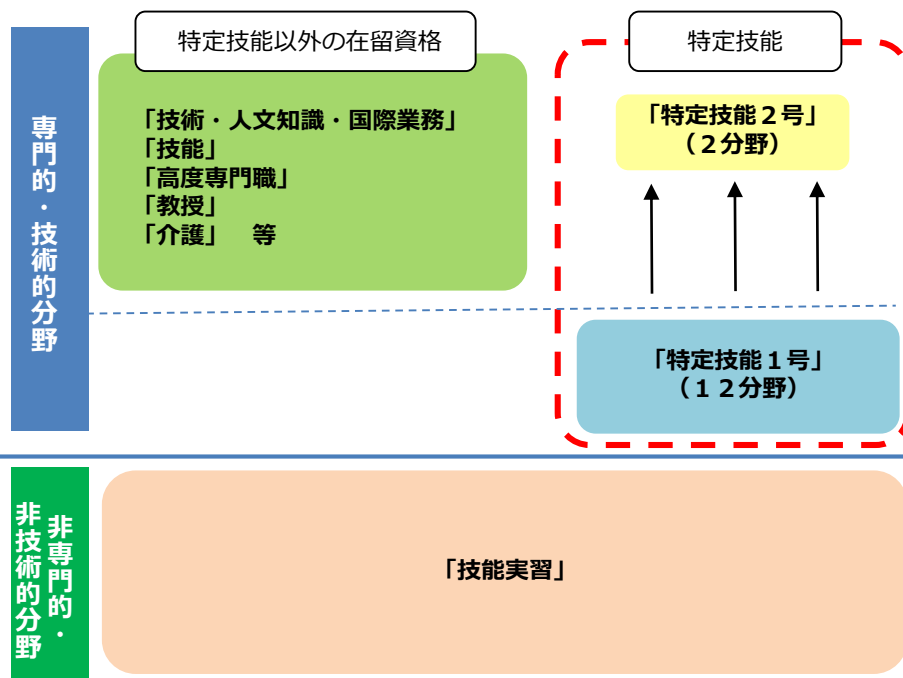
- ・ 在留者数：154,864 人（令和 5 年 3 月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：通算で上限 5 年まで
- ・ 家族帯同：基本的に認めない

特定技能 2 号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

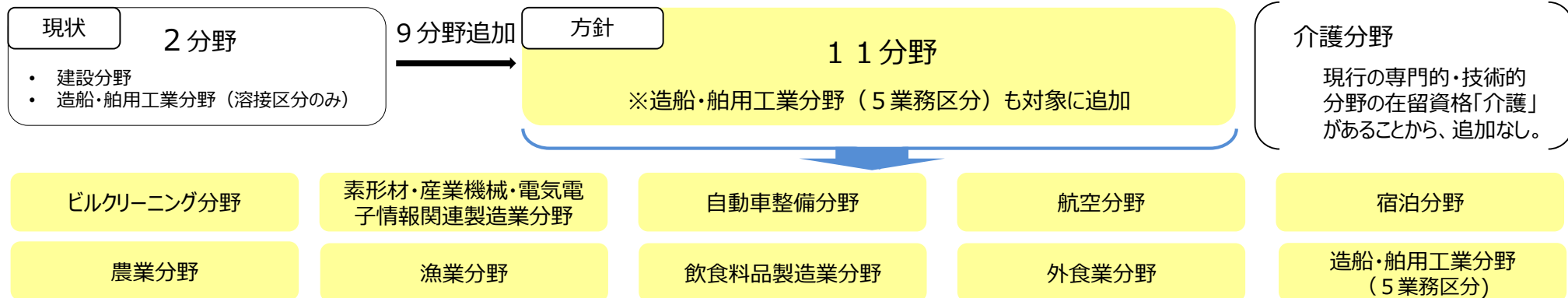
- ・ 在留者数：11 人（令和 5 年 3 月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：更新回数に制限なし
- ・ 家族帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）

（※）特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（12 分野）
（特定技能 2 号は赤字の 2 分野のみ受入れ可）

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能 2 号対象分野追加の方針（6 月 9 日閣議決定）



特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の
一部変更について

〔 令 和 5 年 6 月 9 日
閣 議 決 定 〕

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成
30年12月25日閣議決定）の一部を別紙のとおり変更す
る。

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

漁業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

漁業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

漁業分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、適切な資源管理措置の下で漁船の高性能化・大型化、作業の自動化・協業化、情報通信技術（ICT）の活用や新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

農林水産省では、補助事業等により業界の取組を支援するとともに、生産性向上のための取組として、適切な資源管理措置の下で、①新たな揚網システムやフィッシュポンプの導入等生産性の高い漁船の導入、②海洋観測ブイや衛星情報の活用による海洋環境の迅速な把握、③AIを活用した漁場形成予測による漁場探査の効率化等、最先端技術の開発、実装、④「浜」単位での先進的な取組事例の全国普及、⑤自動給餌機や自動カキ剥き機の導入等による作業の効率化等を推進し、省力化による生産性の向上に取り組んでいるところ、漁業者 1 人当たりの生産量が、25.1 トン（平成 23 年）から 27.2 トン（平成 28 年）へと増加している。

（国内人材確保のための取組）

また、国内人材の確保に関しても、沿岸漁業や養殖業を中心に女性・高齢者等の

多様な国内人材の活用が進むとともに、農林水産省では、補助事業等により、①漁業就業相談会や漁業体験、②長期研修、③次世代人材投資、④経営技術向上支援等の業界の取組を支援しているところであり、全体として就業者が減少する中において、毎年2,000人近い新規就業者を着実に確保するなどの成果を挙げている。

（３）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

全国の半島地域や離島地域等津々浦々に6,298（2013年）の漁業集落が存在し、生活の糧として漁業や養殖業が営まれているが、漁業分野における就業者は、平成10年に27万7,000人であったものが平成29年には15万3,000人とおおむね半減、雇われ就業者も3年間で約1割減少しているほか、漁業分野の有効求人倍率は、漁船員2.52倍（船員職業安定年報）、水産養殖作業員2.08倍（職業安定業務統計）となっているなど、深刻な人手不足の状況にある。

漁業分野の雇われ就業者の約2割を占める65歳以上の熟練の高齢労働者が順次引退していくことから、毎年1,000人の新規雇われ就業者を維持しても、今後も人手不足の深刻化が見込まれるところ、生産性の向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を不断に行ったとしてもなお、人手不足の状況を直ちに改善することが困難である。

このため、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害しないよう、在留資格「特定技能」により外国人を受け入れることで、我が国漁業の存続・発展を図り、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保するとともに、国民の将来にわたって、漁業が持つ海洋環境の保全等の多面的な機能が発揮されるよう漁業が健全に営まれることを確保することが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数

漁業分野において、令和元年度からの5年間で2万人程度の人手不足が見込まれる中、毎年1％程度（5年間で4,000人程度）の労働効率化及び追加的な国内人材の確保（5年間で7,000人程度）を行ってもなお、不足すると見込まれる最大9,000人を上限として受け入れることとしていたところである。

しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和5年度末までは、当面、受入れ見込数を最大6,300人とし、これを受入れの上限として運用する。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

（ア）「1号漁業技能測定試験（漁業）」

（イ）「1号漁業技能測定試験（養殖業）」

イ 日本語能力水準

- (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」
- (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

- (ア) 「2号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（N 3 以上）」
- (イ) 「2号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（N 3 以上）」

イ 実務経験

- (ア) 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）上の登録を受けた漁船において、**操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者**としての実務経験を要件とする。
- (イ) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づき行われる養殖業の現場において、**養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者**としての実務経験を要件とする。

4 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記 3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

- (ア) 漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）
- (イ) 養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

- (ア) 漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、**操業を指揮監督す**

る者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。

(イ) 養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

ア 労働者派遣形態（船員派遣形態を含む。以下同じ。）の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者（船員派遣事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

イ 特定技能所属機関は、「漁業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。

エ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

オ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

カ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者（上記（2）アに定める者に限る。）を特定技能所属機関として外国人を漁業分野の事業者に派遣する労働者派遣形態とする。

イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性

漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、漁業分野の事業者による直接雇用形態に加えて、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることが不可欠である。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方に点在する漁村における人手不足の状況を適切に把握し、外国人を受け入れる環境を整えるため、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。

また、漁村地域の漁業を支える人材の育成・確保、適切な資源管理措置の下で居住性・安全性・作業性の高い漁船の導入や漁村における地域活動への支援等の施策を通じて、漁業生産力を向上させるとともに、漁業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、漁村地域の維持発展を図る。

さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
漁業技能測定試験（漁業）	1号漁業技能測定試験（漁業）
漁業技能測定試験（養殖業）	1号漁業技能測定試験（養殖業）

「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（1）「1号漁業技能測定試験」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

（ア）「1号漁業技能測定試験（漁業）」（運用方針 3（1）ア（ア））

当該試験は、漁業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）ア（ア）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（イ）「1号漁業技能測定試験（養殖業）」（運用方針 3（1）ア（イ））

当該試験は、養殖業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）ア（イ）の業務区分において、

一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：① 学科試験（真偽式又は多肢選択式）

② 実技試験（写真、イラスト等を用いて実務能力を測るもの）

注) ①、②とも、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式の採用可

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

(2) 「2号漁業技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

(技能水準)

以下（ア）①及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針5（1）イ（ア）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。また、以下（ア）②及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針5（1）イ（イ）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。

(ア) 「2号漁業技能測定試験」

① 「2号漁業技能測定試験（漁業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注1）を要件とする。

（注1）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

② 「2号漁業技能測定試験（養殖業）」

当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること（注2）を要件とする。

(注2) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、漁業分野（養殖業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

(イ) 「日本語能力試験（N3以上）」

当該試験に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、安全確保のための咄嗟の指示への理解力、他の作業員に対する適切な指示等を行うことが可能であり、漁労長等を補佐するに当たって支障がない程度の能力を有するものと認められる。

(評価方法)

(ア) 「2号漁業技能測定試験」

試験言語：日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：① 学科試験（真偽式又は多肢選択式）

② 実技試験（写真、イラスト等を用いて実務能力を測るもの）

注）①、②とも、コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式の採用可

(イ) 「日本語能力試験（N3以上）」

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

(ア) 「2号漁業技能測定試験」

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

(イ) 「日本語能力試験（N3以上）」

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 国内試験の対象者

「1号漁業技能測定試験」及び「2号漁業技能測定試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（２）「日本語能力試験（N 4 以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は 30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（３）業務上必要な日本語能力水準

上記（１）又は（２）の試験に合格した者（下記第３の２（２）において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第２ 法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

１．漁業分野をめぐると人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- （１）漁業分野の特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から農林水産省に提供）

- (2) 有効求人倍率
- (3) 公的統計等による漁業就業者数
- (4) 「漁業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)ア及び2(1)若しくは(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針5(1)ア(ア)の業務区分

漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種9作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）ア（ア）の試験を免除する。

イ 運用方針5（1）ア（イ）の業務区分

養殖業に関連する第2号技能実習（養殖業職種1作業：ほたてがい・まがき養殖作業）を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫（穫）するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）ア（イ）の試験を免除する。

- （2）職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）「漁業特定技能協議会」（運用方針5（2）イ、ウ及びエ関係）

ア 農林水産省は、漁業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「漁業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- ② 外国人の受入れ状況の把握
- ③ 不正行為に対する横断的な再発防止策
- ④ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

イ 特定技能所属機関等は、上記ア①～④の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じる。

ウ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員が行う一般的指導、報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

（2）登録支援機関への支援計画の委託（運用方針5（2）オ関係）

ア 特定技能所属機関が登録支援機関を活用する場合、当該特定技能所属機関が所在する地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努める。

イ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うこと等漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、漁業分野における特定技能外国人に関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

制度目的と実態を踏まえた
制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍
できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の
向上に向けた取組

現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが
不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出国が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第1号

令和元年7月30日

漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則

漁業特定技能協議会運営要領(平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営規則」という。)第8条第4項の規定に基づき、漁業特定技能協議会・養殖業分科会(以下「養殖業分科会」という。)の運営規則を次のとおり定める。

(会長)

第1条 養殖業分科会に会長を置く。

- 2 会長は、水産庁増殖推進部裁培養殖課長とする。
- 3 会長は、養殖業分科会を代表し運営統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第2条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務代行する。

(養殖業分科会の開催)

第3条 養殖業分科会の開催は以下のとおりとする。

- 一 養殖業分科会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 二 会長は、事前に十分な時間的余裕をもって、漁業特定技能協議会(以下「協議会」という。)の構成員(運営要領第3条第1号に規定する構成員(以下「1号構成員」という。)を除く。)に養殖業分科会の開催を通知するとともに、議題案を含む会議資料を事前に送付する。
- 三 養殖業分科会の構成員以外の協議会の構成員は、養殖業分科会に参加することができる。
- 四 養殖業分科会の構成員は、所属する養殖業の1号構成員を代表して、委員として分科会に出席する。
- 五 会長は、必要に応じて、養殖業分科会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 六 やむを得ない事由により養殖業分科会を開催できない又は議事が軽易である等の場合には、会長は議事の内容を記載した書面(電子メールを含む。)を構成員に送付し、その意見を聴取し又は賛否を問うた上で、全ての構成員の了承をもって会議の議事に代えることができる。

(事務局)

第4条 養殖業分科会の事務局は、水産庁が担当し、その庶務を処理する。

(養殖業分科会の協議事項の取扱い)

第5条 養殖業分科会は、その協議の結果を協議会に報告するものとする。

(議事の公開等)

第6条 会議は、原則として非公開とするが、決定事項、会議資料及び議事要旨を公表する。

(運営規則の改正)

第7条 本運営規則の変更は、養殖業分科会での協議により行うものとする。

2 本運営規則に定めるもののほか、養殖業分科会の運営に必要な事項は、会長が養殖業分科会に諮って定める。

漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第 2 号
令和元年 7 月 3 0 日

養殖業分科会規約

養殖業分科会は、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日付け漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 1 条の漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の目的に資するため、第 8 条に基づき第 2 条の協議事項のうち次のものについて協議し、次のとおり定めた。

1. 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨及び法令順守の啓発

養殖業分科会に所属する運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員（以下「養殖 2 号構成員」という。）は、定期的に特定技能外国人の受入に係る制度及び関連情報の周知徹底を図るとともに、関連する法令の順守の啓発を図る。

2. 漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書交付手続きの円滑化

別紙 1 の漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書交付手続規則（令和元年 5 月 17 日）（以下「資格証明書交付手続規則」という。）に基づく事務手続が適切に行われるように、養殖 2 号構成員は所属する運営要領第 3 条第 1 号に規定する構成員（以下「養殖 1 号構成員」という。）を適切に指導するとともに、共同事務局（一般社団法人 大日本水産会）と協力して、1 号構成員資格証明書の交付の円滑化に努める。

3. 就業規則の整備の促進

（1）養殖 1 号構成員は、厚生労働省労働基準局が作成した別紙 2 の「モデル就業規則」（関連リンク：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html）の規定例及び解説を参考にして、各養殖 1 号構成員（養殖事業者）の実情に応じた就業規則を作成し、雇用する特定技能外国人に対しても日本人職員と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用する。なお、養殖 2 号構成員は、養殖 1 号構成員が新たに就業規則を作成する際には、最寄りの労働基準監督署及び各都道府県に設置されている働き方改革推進支援センターの助言並びに登録支援機関の支援等を受けることを適正に指導する。

(注) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に基づき、常時 10 人以上の従業員を使用する事業者は、賃金及び労働時間等を規定した就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届けることが義務付けられている。

(2) また、養殖 1 号構成員は、作成した就業規則を資格証明書交付手続規則第 1 条二の書類として提示する。

(3) なお、雇用する特定技能外国人が加入する労働組合と養殖 1 号構成員が労働協約を締結している場合には、(1) 及び (2) の就業規則に代えて当該労働協約を適用及び提示することができる。

4. 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

(1) 養殖 2 号構成員は、所属する養殖 1 号構成員に対して特定技能外国人の受入に係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する予防措置を定めることを指導する。また、養殖 1 号構成員は、雇用する特定技能外国人の事件、事故、行方不明及び離職・退職等の事案が発生した場合には、別紙 3の様式に従って養殖 2 号構成員を経由して、速やかに養殖業分科会を通じて協議会に報告する。

(2) また、(1) の事案が発生した養殖 1 号構成員は、別紙 3-2の様式に従って養殖 2 号構成員を経由して、定期（3 か月ごと）に当該事案の経過報告及び再発防止策等について、養殖業分科会を通じて協議会に報告する。

5. その他

(1) 養殖特定技能試験問題の作成への協力

養殖 2 号構成員は、「平成 31 年度農業支援外国人適正受入サポート事業のうち漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施」の事業実施主体者である一般社団法人 大日本水産会からの要請に応じて、所掌する養殖業種に関連する特定技能試験問題の作成のための必要な協力を行う。

(2) 規約内容の見直し

養殖業分科会は、外国人材の特定技能制度の適正な運用を図るため、養殖分野における特定技能外国人の受入れ状況を適正に把握及び分析し、実態を踏まえ、適宜、本規約の内容について見直し改正する。

漁業特定技能協議会運営要領

漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）等の規定を実施するため、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、漁業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、漁業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 六 前号の分析を踏まえた大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 七 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職に係る情報提供等の協力
- 八 その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 漁業分野の特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「1号構成員」という。）

ロ 漁業分野において派遣形態により派遣された特定技能外国人を受け入れることとなる本邦の公私の機関（以下「1号副構成員」という。）

二 1号構成員を直接又は間接に構成員とする、又は1号構成員を指導・助言する立場にある団体（以下「2号構成員」という。）

三 漁業労働に精通している労働組合

四 農林水産省並びに法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省

五 その他協議会が必要と認める者

（主宰）

第4条 協議会は、水産庁長官が主宰する。

2 水産庁長官は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 水産庁長官に事故その他やむを得ない事情があるときは、水産庁漁政部企画課長がその職務を代理する。

（事務局）

第5条 協議会の庶務は、一般社団法人大日本水産会の協力を得て、水産庁において処理する。

（会議の招集）

第6条 水産庁長官は、毎年度、構成員（1号構成員及び1号副構成員を除く。次条第4項及び第10条を除き、以下同じ。）を招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、水産庁長官は、構成員のうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 2号構成員は、1号構成員を代表して、会議に出席する。

4 構成員は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を、会議に出席させる。

5 水産庁長官は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、会議への出席及び資料の提出を求めることができる。

6 水産庁長官は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合又は議事が軽易である場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

7 構成員は、水産庁長官が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会を開催する場合を除き、原則として概ね3月毎に開催する。
- 3 第3条の構成員のうち協議会が指定する者を幹事会の構成員とする。
- 4 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
- 5 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条の協議事項のうち、特定の事項を処理するために、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成員は、協議会において指定する。
- 3 分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。
- 4 本条に定めるもののほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、分科会において定める。

(議事の公開等)

第9条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(除名)

第10条 協議会は、構成員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。

- 一 構成員となった者が停止又は取消しによりその資格を失ったとき。
- 二 前号の他、除名すべき正当な理由があるとき。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。